

おお いた し せん かん きょう み らい のこ
大分の自然環境を未来に残すために

い
入れない

す
捨てない

ひろ
拡げない

特定外来生物

とく てい がい らい せい ぶつ

特定外来生物って何？

外来生物とは、もともとその地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことを指します。日本の野外に生息する外国起源の生物は分かっているだけで約2,000種にもなります。

そのなかには、在来生物を減少させるなど、その地域の生物多様性に悪影響を及ぼしかねない生き物もいます。環境省では、特に影響の大きい動植物を外来生物法に基づく「特定外来生物」に指定し、その防除を図っています。

なお、特定外来生物に指定されると、飼養、運搬、売買等の一切が禁止されます。

また、拡がってしまった外来種を防除するには、たくさんの労力がかかります。ですから、私たちは、外来種を「入れない、捨てない、拡げない」の三原則を守る必要があるのです。



外来種被害予防三原則

入れない

悪い影響を及ぼすかもしれない外来種をむやみに日本に入れない

捨てない

ペットとして飼っている外来種を自然の中に捨てない

拡げない

自然の中にいる外来種をほかの地域に拡げない

大分県内の特定外来生物

大分県内では、既に10種の特定外来生物の定着が確認されており、生態系への悪影響が懸念されています。(H23「緊急雇用大分県外来生物調査隊事業」結果より)



アライグマ



ウシガエル



オオクチバス(ブラックバス)



ブルーギル



オオキンケイギク



オオハングソウ



ブラジルチドメグサ



アレチウリ



オオフサモ



ポタンウキクサ

県民の皆様へ(お願い)

特定外来生物に関する情報がありましたら、お住まいの市町村または右記の連絡先までご連絡ください。また、大分県に生息する特定外来生物に関する情報につきましては、右記のホームページでご確認いただけます。

大分県自然保護推進室

TEL097-506-3022

ホームページ：http://www.pref.oita.jp/soshiki/13070/

